慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	再販売価格維持制度の問題点と将来
Sub Title	Resale price maintenance and Japanese Antitrust Law : recent development and problems
Author	金子, 晃(Kaneko, Akira)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1992
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.65, No.12 (1992. 12) ,p.27- 41
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	川口實教授退職記念号
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19921228-0027

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

再販売価格維持制度の問題点と将来

金子晃

一　はしがき
二　指定再販について
三　著作物について
四　今後の課題

一　はしがき

再販売価格維持（resale price maintenance）とは、ある商品の供給者が、その商品の取引先である事業者に対して、転売する価格を指示してこれを遵守させる行為である。[1] 典型的には製造業者によって行われるため、メーカーがその製品を卸売業者・小売業者に販売させる時に、卸売業者が小売業者に販売する（再販売）際の価格、あるいはさらに小売業者が需要者に販売する（再々販売）際の価格を指示しその価格を守らせることと定義されることが多い。[2]

再販売価格を維持する行為（通常「再販」または「再販行為」と呼ばれる）は、生産者、卸売業者、小売業者間で垂直的

に行われるため、同業者のいわゆる横の結合によって行われる価格決定（水平的カルテル）に対し、縦の結合による価格決定（垂直的カルテル）と呼ばれる。[3]

再販行為は、再販価格が維持されている商品の販売業者間の価格競争（ブランド内競争）を排除するため、独占禁止法上原則として違法とする取扱いがなされている。すなわち、再販行為は独占禁止法一九条で禁止されている不公正な取引方法の一つとして、一般指定一二項により原則禁止の取扱いがなされている。

しかし、独占禁止法は、昭和二八年の改正により、おとり販売、不当廉売等の防止を目的に公正取引委員会の指定した商標商品および著作物についての再販行為を独占禁止法の適用除外とした（以下「再販売価格維持制度」という）。[4]

再販売価格維持行為を原則違法とする取扱いは各国独占禁止法制の共通するところである。[5]

昭和四〇年代に物価問題との関係で再販売価格維持制度が問題とされ、その後も公正取引委員会は、制度の見直しと運用の強化を行ってきている。[6] 指定商品については、再販売価格の維持が適正になされ、一般消費者の利益が害されることのないよう弊害の監視・規制が行われてきている。公正取引委員会は、昭和四五年、再販売価格維持制度についての運用方針を発表しているが、この中で、①行過ぎたリベート等の是正、②行過ぎた販売諸経費等の是正、③是正効果の反映の措置を講ずる旨述べている。[7]

著作物の再販については、昭和五二年の改正後の独占禁止法の重点課題とされた流通段階における競争の促進の一環として、出版物の再販売価格維持制度の再検討がなされた。その結果、出版業界の問題点が明らかになると同時に、再販に関する事業者の知識の欠如あるいは誤解があることが判明し、こうした実態を前提とした書籍の再販は、著作物に対する適用除外規定上問題であるとして、公正取引委員会は、出版業界に対して指導を行なった。[8]

ところで、現在、我が国の経済力は国際的に高い水準にあり、また、近年我が国経済には、技術革新、消費者ニーズの多様化、経済のグローバル化の進展が見られる。こうした状況下において、消費者の利益を確保して豊かな国民

生活を実現することが重要な政策課題となっている。この課題を達成する最も有効な手段として市場メカニズムの活用が認識され、政府規制制度及び独占禁止法適用除外制度の見直しを行うことが要請された。

臨時行政改革推進審議会（第二次）の公的規制の在り方に関する小委員会報告書（平成元年一一月）は、「独禁法は、市場におけるいわば普遍的な競争ルールであり、その適用除外制度は、必要最小限のものとすべきである。現在、独禁法適用除外制度に係る法律数は、四〇を超えており、今後、新たに適用除外制度を設ける場合はもちろん、現行制度についても、競争政策の推進を図る観点から、改めてその必要性を検討するとともに、制度を維持するものにあっても、制度の適用対象範囲の見直しを進める。」旨指摘している。「経済構造調整推進要綱」（平成二年五月政府与党経済構造調整推進本部決定）、「日米構造問題協議最終報告」（平成二年六月）及び「臨時行政改革推進審議会（第三次）第一次答申（平成三年七月）においても、適用除外制度の見直しが政策課題の一つとして取り上げられている。

こうした状況を前提に、公正取引委員会は、「政府規制等と競争政策に関する研究会」（座長　鶴田俊正専修大学経済学部教授）を開催し、同研究会に独占禁止法適用除外制度の見直しの検討を依頼した。同研究会は、カルテルに関する適用除外制度および再販売価格維持制度について重点的に検討し、平成三年七月に、「独占禁止法適用除外制度の見直し」（以下「研究会報告」という）を発表した。[9]

公正取引委員会は、研究会の提言を受け、再販売価格維持が認められている商品の生産・流通について実態調査を行ない、その結果を発表した[10]（平成三年一二月）（以下「公取委調査」という）。その後（平成三年一二月二五日）、公聴会を開催し、関係事業者、消費者、学識経験者等から意見を聴取した。

かくして、公正取引委員会は、平成四年四月一五日、「再販指定の見直しについて」、「レコード盤、音楽用テープ及び音楽用ＣＤの再販適用除外の取扱いについて」を発表し、再販売価格維持制度について縮小の方向で、一定の措置を採ることを発表した。

この措置は、研究会報告及び公取委調査結果から、かなり掛け離れており、期待に反する内容であった。本稿では、今回の公正取引委員会の措置についてその問題点及び再販売価格維持制度の将来のあり方について検討する。

(1) 公正取引委員会事務局編・再販制度――独占禁止懇話会資料集Ⅱ（昭和四六年）三頁。
(2) 例えば、今井賢一・宇沢弘文・小宮隆太郎・根岸隆・村上泰亮・価格理論Ⅲ（昭和四七年・岩波書店）二四五頁、三輪芳明・独禁法の経済学（昭和五七年・日本経済新聞社）一七五頁。
(3) 公取委事務局編・前掲書三頁。
(4) 独占禁止法二四条の二参照。なお制度の目的については、公正取引委員会事務局編・独占禁止政策三〇年史（昭和五二年）九三頁。おとり販売、不当廉売防止は商標品についての指定再販制度に関するものであり、著作物の再販制度の立法趣旨は必ずしも明らかではない。著作物の立法趣旨については多様な見解がある。菊地元一「再販売価格維持制度と消費者の利益確保」消費者法講座3取引の公正Ⅰ（昭和五九年・日本評論社）一八八頁以下参照。
(5) 田中寿編・不公正な取引方法別冊ＮＢＬ№9（昭和五七年・商事法務研究会）一一四頁以下。
(6) 毎年度の公正取引委員会・年次報告の再販売価格維持契約の章を参照。
(7) 公正取引委員会・昭和四七年度年次報告一二三頁以下。
(8) 公正取引委員会、昭和五六年度年次報告一六二頁。
(9) 公正取引委員会事務局編・独占禁止法適用除外制度の現状と改善の方向――適用除外カルテル・再販売価格維持制度の見直し――。
(10) 公正取引委員会事務局編・再販適用除外制度に関する実態調査について。

二　指定再販について

研究会報告は、見直しの視点を以下の様に述べている。(1)

①再販適用除外制度を導入する主たる理由とされたおとり販売の弊害が現在でもなお生じるおそれがあるかどうか。

仮に生じるおそれがあるとしても、それについて再販適用除外制度で対応するのが妥当かどうか。

②再販適用除外制度によって消費者の利益が不当に害されていないかどうか。

③再販が実施されている商品について自由な競争が行われているかどうか。

①は、制度そのものの妥当性の検討を要請するものであり、②、③は制度そのものの妥当性にも関係するが、再販実施の要件に関するものである（独禁法二四条の二第二項、同一項ただし書参照）。

つぎに、研究会報告書は、化粧品および一般用医薬品について次の問題点を指摘している。(2)

(1) 化粧品の問題点

(ア) シャンプー、養毛料の再販商品二品目で、再販実施化粧品の売上高全体の約半分近くを占めている。シャンプーのメーカー上位三社の累積集中度は五〇％強であり、また、養毛料のうち最も売上高の大きいリンスのメーカー上位三社の累積集中度は六〇％弱である。このように再販を実施している化粧品は、寡占の程度が比較的高く、製品差別化が進んでいる品目に属しており、自由な競争が損なわれているのではないか。

(イ) 化粧品の一部について再販が認められていることが一因となって、再販が認められていない化粧品の価格も硬直的にする可能性が大きいのではないか。

(ウ) 我が国の化粧品の中には諸外国に比べて価格水準の高いものがあるとの調査結果があるが、このような内外価格差の発生は化粧品について再販が認められていることが一因となっているのではないか。

(2) 一般医薬品の問題点

(ア) ドリンク剤（総合代謝性製剤）、ビタミン剤（混合ビタミン剤）の二品目で、再販実施一般用医薬品の売上高全体

の約七割を占めている。ドリンク剤の上位三社の累積集中度は八〇％強、ビタミン剤上位三社の累積集中度は六〇％弱となっている。このように再販を実施している一般用医薬品は、寡占の程度が比較的高い品目に属しており、自由な競争が損なわれているのではないか。

(イ) 我が国の一般用医薬品の中には諸外国に比べて価格水準の高いものがあるとの調査結果があるが、このような内外価格差の発生は一般用医薬品について再販が認められていることが一因となっているのではないか。

(3) 両者に共通の問題点

おとり販売の可能性は、化粧品および医薬品にのみ特有のものではなく、他の商品にもいえることであるから、おとり販売の弊害防止は両製品についての再販適用除外を認める理由にはならない。また、弊害をもたらすようなおとり販売については、独占禁止法上の不公正な取引方法あるいは景品表示法上の不当表示に該当するものとして規制されるべきである。

化粧品、医薬品に関する右の指摘は、①指定の要件である「自由な競争が行われていること（二四条の二第二項二号）が充たされていないのではないか、また②指定商品であっても適用除外とならない「一般消費者の利益を不当に害することとなる場合」に該当するのではないかという疑問を提示している。さらに、③再販制度の目的であるおとり販売の弊害規制そのものに疑問を投げ掛けている。

以上の点を前提として、研究会報告は、「再販が認められている指定商品である化粧品及び一般用医薬品については、早急に必要な調査を行い、消費者、関係業界等から広く意見を聞きつつ、指定の取消しを含め抜本的な見直しを行うべきである」と提言している。[3] 要するに、研究会報告が指摘した点に関して必要な調査を行ない、疑問点が確認されれば、指定要件が充足されていないわけであるから指定の取消しを行い、また制度の廃止そのものの検討をすべ

きことを提言している。

研究会報告の要請を受けて行なわれた公取委調査は、調査結果について次のように発表している。[4]

(1) **化粧品**

(ア) メーカー間の競争の状況をみると、首位企業のシェアは約三〇％（平成元年）であり、昭和四八年の指定商品見直し前（約三五％（昭和四六年）と比べるとやや低下しているものの、首位企業のシェアは高く、上位企業の順位はほとんど変わらない状況にある。また、各品目の出荷集中度をみると三一品目中二八品目が三社集中度五〇％以上である（平成元年）。

(イ) 新規参入はあるものの、上位を占めたものは少ない。

(ウ) 化粧品メーカーの原価率は製造業平均よりも低く、主要企業についてみると、化粧品メーカーの広告宣伝費比率は製造業平均よりもかなり高い。

(エ) 化粧品の価格は下方硬直的となっている。

(オ) 再販適用除外制度が、化粧品の内外価格差の一因になっていないかとの指摘もある。

これらを総合すると化粧品（指定商品）について価格競争という観点からみて問題がないか疑問であり、いわゆる流通系列化と再販適用除外制度等が原因となって、活発な価格競争が妨げられているのではないかと考えられる。

(2) **一般用医薬品**

(ア) メーカー段階における競争の状況をみると、首位企業のシェアは約一七％（平成二年）と昭和四八年の指定商品

の見直し前（約一〇％（昭和四六年）に比べて集中が進んでおり、また、上位企業の順位はあまり変わらない状況にある。また各品目の出荷集中度をみると一八品目中一二品目（別の調査によれば、二〇品目中一四品目）が三社集中度五〇％以上である（平成元年）。

(イ) 新規参入はあるものの、上位を占めたものは少ない。

(ウ) 一般医薬品メーカーの原価率は製造業平均より低く、営業利益率、経常利益率、広告宣伝費比率とも製造業平均より高い。

(エ) 一般用医薬品の価格は下方硬直的となっている。

(オ) 再販適用除外制度が、一般用医薬品の内外価格差の一因となっているのではないかとの指摘もある。

これらを総合すると、一般用医薬品（指定商品）について価格競争という観点からみて問題がないか疑問であり、いわゆる流通系列化と再販適用除外制度等が原因となって、活発な価格競争が妨げられているのではないかと考えられる。

以上の調査結果は、研究会報告が指摘した、適用除外の要件、即ち①自由な競争が行われていること、②一般消費者の利益が不当に害されていないこと、が充足されていないことを確認した内容となっている。したがって、この調査結果を前提とすれば、公正取引委員会は指定を取り消さなければならず、現在実施されている再販売価格維持行為は、適用除外とならず、一九条違反となり排除措置の対象とされることになる。

しかしながら、公正取引委員会は本年四月一五日に発表した「再販指定商品の見直しについて」は、次のように述べている。(5)

「再販指定商品に係る再販適用除外制度は、生産・流通段階を通じ長年にわたって実施されてきた制度であり、その下で現在の流通秩序が形成されてきたとの経緯もある。再販適用除外が認められているためもあって、化粧品及び医薬品小売業においては、小売業の中でも中小零細小売店が多く、国際的にみても店舗密度が高い等の特徴が生じており、流通機構、特に小売段階の効率化が阻害されるといった弊害が現れてきている。

他方、公聴会等の場を通じて、再販指定商品の見直しに対して、流通段階、特に小売業者を中心に、おとり廉売に対する不安等流通の混乱に対する危惧が表明された。

競争政策の観点からは、再販指定商品については廃止を含め抜本的な見直しを行うべきものと考えるが、一挙に指定を取り消すことは、再販適用除外制度に長い間慣れてきた関係業界、なかんずく小売段階の流通秩序に不測の混乱を招くおそれがあると考えられるので、円滑な移行が行われるよう段階的に整理することが妥当であると考え、当面、

① メーカー段階における寡占の程度がきわめて高く、かつ、再販契約の対象となっている商品の出荷額の割合が高い品目については独占禁止法の適用除外とする弊害が大きいこと、

② 再販契約の対象となっている商品の出荷額が小さい品目は指定取消しによる影響が小さいとみられることから、

これらの条件に該当する品目の指定を取消すこととした。

また、指定取消しの対象とならなかった品目については、再販指定商品縮小後の状況、流通実態を勘案しつつ平成一〇年中に見直しを行う。」

この基準に基づいて、化粧品三品目（養毛料についてはリンスのみ）、一般用医薬品一二品目を指定取消しとした。

なお指定取消しの対象となる品目については、経過措置として、平成五年三月三一日までの間は存続が認められることとなった。ただし混合ビタミン剤及び総合代謝性製剤については、中小零細小売店がこれらの品目の販売に依存

する割合が大きいことから平成六年一二月三一日までの存在が認められることとなった。

右の公正取引委員会の考え方およびそれに基づく措置は、二四条の二の解釈・運用を歪曲するものといわざるを得ない。商品指定および指定の取消しは、二四条の二第二項に規定された要件に従って判断すべきであって、右に引用した見直しに述べられている事項および基準によって判断すべきではない。二四条の二は、公正取引委員会に裁量の余地を与えているものではない。このことは再販売価格維持行為が独禁法上原則禁止の取扱がなされ、二四条の二で例外的に容認されていることを考えれば、二四条の二による適用除外は、厳格に解釈・運用されなければならないことは自明の理である。独禁法の厳格な運用を表明している公正取引委員会にとって、今回の措置は公正取引委員会の態度が首尾一貫していないことを示している。特に、①の基準（メーカー段階における寡占の程度がきわめて高く、かつ、再販契約の対象となっている商品の出荷額の割合が高い品目）に該当する混合ビタミン剤および総合代謝性製剤が、中小零細小売店がこれらの品目の販売に依存する割合が大きいことを理由に経過措置として平成六年一二月三一日までに存続を認めたことは問題である。このことは公正取引委員会自体が認めているように、①の基準に該当する商品を適用除外とすることは弊害が大きく、このことは一般消費者の利益を不当に害することに該当し、そもそも二四条の二第一項但し書により適用除外とはならず、一九条違反となる。それにもかかわらず、公正取引委員会は違反状態の存続を容認することになる。

（1）公正取引委員会事務局編・独占禁止法適用除外制度の現状と改善の方向一八一頁。
（2）同一八一頁―一八三頁。
（3）同一八七頁。
（4）公正取引委員会事務局・再販適用除外制度に関する実態調査について四一頁以下。
（5）鈴木満・妹尾芳彦「再販適用除外の見直しについて」公正取引五〇〇号四頁以下。

三　著作物について

本稿ではレコード盤・音楽用テープ・音楽用ＣＤについてのみ検討する。

研究会報告書は問題点として以下の点を指摘している。[1]

(ア)　音楽用ＣＤについては、書籍等のように零細出版社が多数存在するという状況にはなく、メーカー数が比較的少なく、上位三社の累積集中度は約四〇％であって、寡占化の程度が比較的高い品目に属しており、自由な競争が損なわれているのではないか。

(イ)　出版物は多種・多様な価格設定がなされているのに対し、レコード盤・音楽用テープ・音楽用ＣＤについてメーカーが決める小売価格等は比較的狭い範囲内で同調的に設定される傾向があること、音楽用ＣＤメーカーは、輸入盤の急増に対応して、昭和六三年以降、輸入盤と競争関係にある洋楽のＣＤについてメーカー希望小売価格を引き下げてきたが、その間邦楽のＣＤについては価格硬直的になっていること、音楽用ＣＤについては、家電量販店等において値引き販売が増加する傾向にあること等から、これらの商品について再販適用除外を認めることは消費者の利益を害することにならないか。

(ウ)　音楽テープ及び音楽用ＣＤについては、その商品特性により購入の反復性及び商品間の代替性が少ないことから、そもそもおとり販売の対象となることは少ないのではないか。

そこで研究会報告書は、早急に必要な調を行い、消費者、関係業界等から広く意見を聞きつつ、研究会が指摘した問題についてさらに検討を進め、再販が認められる著作物として取り扱うかどうかについて明確にすべきことを提言する。

この提言を受けた公正取引委員会は実態調査を行い、その結果を公表した。調査結果は以下の通りである。[2]

(イ) ＣＤ業界は極めて寡占的な市場構造を持っており、トップメーカーを中心に協調的に価格、取引慣行が形成され、また小売業界においても排他的な行動が行われてきた。

(ロ) 輸入盤と競争関係にある洋盤についてはメーカー希望小売価格が漸次引き下げられてきているが、外国製品との競争の少ない邦盤のメーカー希望小売価格は下方硬直的である。また最近、邦盤についても東南アジア諸国に輸出されているが、現地小売価格は国内よりも大幅に安いといわれている。

(ハ) わが国のＣＤの小売価格を外国と比較すると、全体的にわが国の小売価格の方が高水準にある。

(ニ) ＣＤの小売業は、近年、需要拡大を背景に増加しつつあり、これに伴い小売段階におけるＣＤの廉価販売が徐徐に拡大しつつある。

(ホ) ＣＤについては原則買切制であり、返品も自由ではない。返品率の上限は毎月の仕入総額のおおむね一〇％内外に決められており、返品された商品は全て廃棄されているといわれている。

この調査結果は、研究会報告書が指摘した、①ＣＤについて自由な競争が行われていないのではないか、②消費者の利益が損われているのではないか、を確認する結果となっている。

ところで、公正取引委員会は、今回の見直しにおいて、次のような見解を発表した[3]。

1 独占禁止法第二四条の二第四項に規定する「著作物」の範囲が著作権法上の「著作物」と一致すべきかどうかについては、法解釈上種々の見解があるところであるが、当委員会は、立法当初から、再販適用除外が認められる著作物の範囲については、著作権法上の著作物と同一のものと解する必要はなく、立法趣旨、商品特性、諸外国の動向等を考慮して、書籍、雑誌、新聞、レコード盤及び音楽用テープであると解釈してきた。

2 音楽用ＣＤについてみると、昭和五七年ごろから販売が開始された商品であり、これをレコード盤と同一視することができるかどうかについては議論のあるところであり、また当委員会の音楽用ＣＤ等に関する実態調査や

公聴会等においても、種々の問題が指摘されているところである。他方、音楽用CDはレコード盤の代替商品であり、その延長線上にあると認識されてきた側面もあることは否定できない。

3　上述のとおり再販適用除外が認められる著作物について法解釈上種々の見解があることやレコード盤と音楽用CDとの関係について種々の認識があることのほか、今後、新しい情報媒体を含む新商品が現れるたびに再販適用除外が認められる著作物の範囲が問題となるおそれがあること等から、当委員会は、立法措置によって対応するのが妥当であるとの結論に達した。このため当委員会としては、今後、再販適用除外が認められる著作物の範囲について幅広い角度から総合的な検討に着手することとしたい。なお、音楽用CDについては、立法措置によってその取り扱いが明確にされるまでの間、当面、レコード盤に準じて取り扱われることになる。

この公正取引委員会の見解は極めて不可解である。独禁法二四条の二第四項の「著作物」の範囲は著作権法上の「著作物」と一致する必要はなく、再販適用除外制度が独禁止法上原則として禁止されている再販売価格維持行為に対する例外的措置であることから厳格な取り扱いが行われるべきであり、再販適用除外が認められる著作物の範囲は限定的に解されるべきであると述べながら、再販適用除外が認められる著作物の範囲について法解釈上種々の見解があること、レコード盤と音楽用CDの関係について種々の認識があること、新しい情報媒体を含む新商品が現れるたびに再販売適用除外が認められる著作物の範囲が問題となるおそれがあること等を理由に、音楽用CDが、適用除外が認められる著作物に該当するか否かの判断を回避している。このようなことを理由に判断を回避することが許されないことはいうまでもない。現行法の問題点を解決するために、立法措置を採ることは妥当としても、そのことを理由に現実の問題に対する法的判断を回避することはできない。公正取引委員会は、与えられた独禁法の解釈・運用という準司法的機能をみずから放棄して了ったといわれざるを得ない。公正取引委員会は、調査結果に基づき、みずからが述べている「立法趣旨、商品特性、諸外国の動向等を考慮」して、音楽用CDが、適用除外となる著作物に該当

するか否かを判断すべきであった。

今回の見解は、今後立法措置が採られるまで（何時までに採られるか不確実であるが）、公正取引委員会は、適用除外される著作物の範囲について判断をしないことを意味することになろう。

音楽用CDの取り扱いについて、レコード盤が適用除外される著作物として認められてきた事実が、問題の解決を困難にしたということは理解できる。しかしながら、レコード盤についても一度著作物と認められれば永久にそのように取り扱われるものではなく、再販制度により実現される価値の消滅、逆に再販制度による消費者の不利益の増大が、時代の変化、市場構造の変化、流通システム・慣行の変化により生じた場合には、適用除外される著作物には該当しないと判断される可能性がある。今回の見直しでは、まさにこの点が検討されるべきであったと思われる。この文脈の中で、音楽用CDも取り扱われるべきであった。音楽用CDがレコード盤の延長線上にあるとの理由で、音楽用CDを適用除外の対象外とすることが不可能であったとすれば、それは極めて残念なことである。

（1）公正取引委員会事務局編・独占禁止法適用除外制度の現状と改善の方法一八六頁。

（2）公正取引委員会・再販適用除外制度に関する実態調査七四頁以下。

（3）鈴木満・妹尾芳彦「再販適用除外の見直しについて」公正取引五〇〇号五頁以下。

四　今後の課題

今回の公正取引委員会による「見直し」およびそれに基づく措置は、これまで述べてきたように、法的観点から見た場合、極めて問題の多いものである。公正取引委員会は、法的安定性に言及しているが、著名な法哲学者ラードブルッフは、法的安定性を実現するためには法それ自体の安定、すなわち法的確実性が要請されることを明かにしてい

る。今回の公正取引委員会の独禁法二四条の二の解釈・運用は法の確実性の要請に反するものであり、国民の法に対する信頼性を失わせるものであり、法的安定性の要請に合致するものではない。出来るだけ早い機会に、制度そのものについての検討を行ない著作物を含め制度の廃止を実現することを望みたい。